

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、トラック運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、建設現場へ建築資材を搬入する作業中、トラック荷台でシートをはがしていたところ、足にシートが絡まりバランスを崩し前方に倒れそうになったため、右手で上体が着くのをかばった際、受傷した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「右橈骨茎状突起骨折、肋軟部打撲」と診断され、加療の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認めたが、請求人は障害等級第12級に相当する既存疾病を有するため支給額が生じないものとして、障害補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件傷病により請求人に残存する障害として評価すべきものは、右上肢の神経症状と認められるところ、当審査会において、改めて本件における医証を精査するも、請求人の右上肢に残存する障害は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと認められる。そうすると、請求人には、上記本件傷病による神経症状(障害等級第14級の9)及び既存障害である神経症状(障害等級第12級の12)が認められ、当審査会としても、請求人に残存する障害の程度は、併合の方法を用いて障害等級準用第12級に該当するものと判断する。

(2) 以上のことからすると、請求人に残存する障害は障害等級第12級であり、既存障害の障害等級第12級を超えるものとは認められず、当審査会としても、決定書理由第2の2のウに説示するとおり、請求人に残存する障害は請求人の既存障害を加重するものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。